

愛知地方最低賃金審議会  
第4回愛知県最低賃金専門部会

日 時 令和7年8月21日(木)  
午前9時00分～  
場 所 桜華会館本館2階  
梅の間

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和7年度愛知県最低賃金の改正について

(2) その他

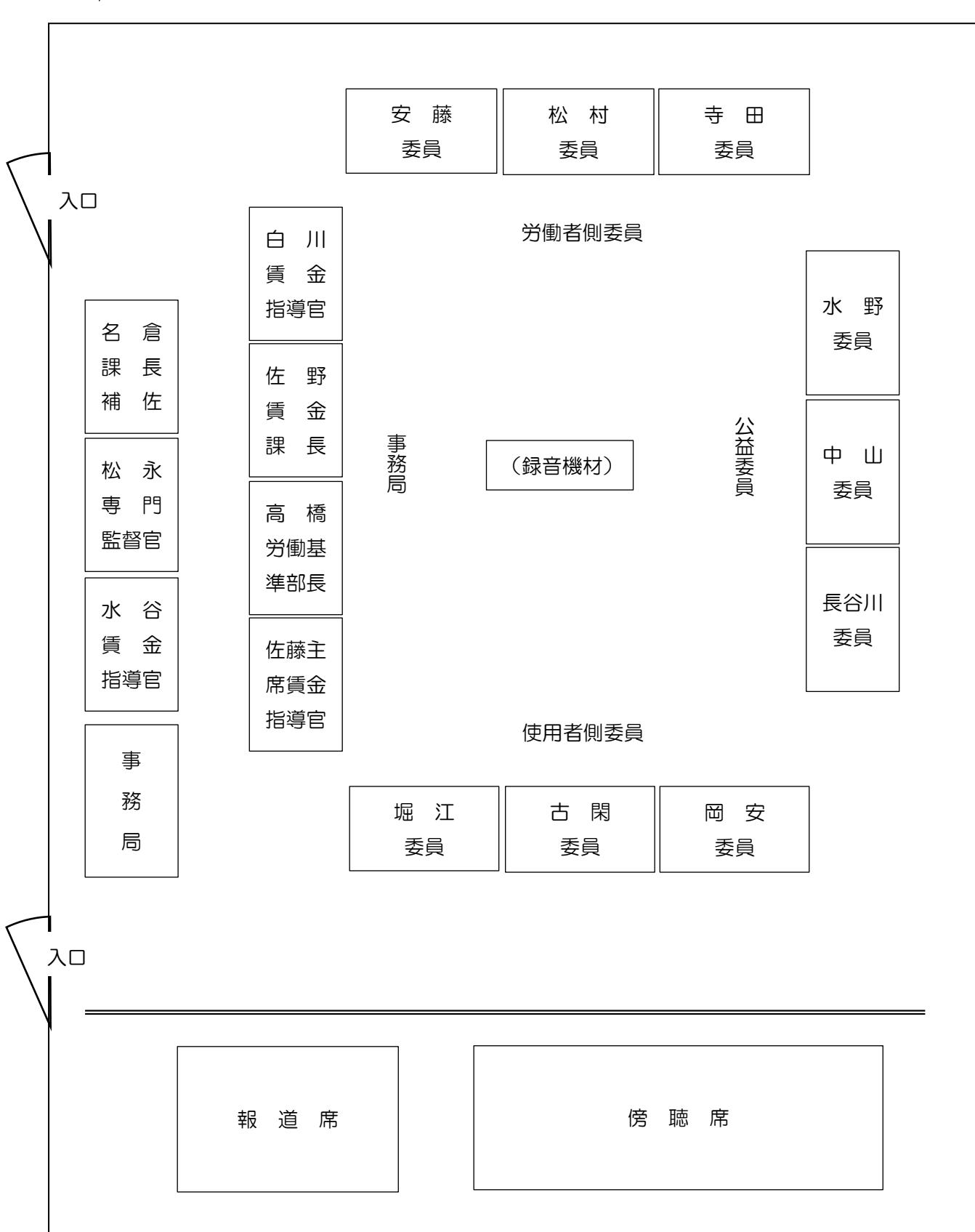
3 閉 会

愛知地方最低賃金審議会  
第4回 愛知県最低賃金専門部会 配席図

令和7年8月21日(木)

午前9時00分～

桜華会館本館2階 梅の間



# 公 益 案

## 愛 知 県 最 低 賃 金

現行最低賃金額

時間額 1,077円

### [時間額]

引上額 引上率

63円 5.85%

最低賃金額 1,140円

### [発効日]

令和 7 年 10 月 18 日

(案)

令和7年8月21日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県最低賃金専門部会  
部会長 中山 徳良

### 愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月3日の愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和5年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額1,027円）は、令和5年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に伴い、県下の最低賃金制度を適正に運営するに当たっては、愛知労働局に対して、令和7年8月4日付け「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の記4ないし13に留意しつつ、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援の強化を要望する。

本件の審議に当たった当専門部会の委員は別紙3のとおりである。

別紙1

愛知県最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,140 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年10月18日

## 別紙2

### 愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,027 円
- (3) 発効日 令和5年10月1日

#### 2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度 令和5年度
- (3) 生活保護費（令和5年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（104,379円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

##### （注）1か月換算額

1,027円（愛知県最低賃金）×173.8（1か月平均法定労働時間数）×0.807（令和5年度可処分所得の総所得に対する割合）＝144,044円

## 別紙3

### 愛知地方最低賃金審議会委員 愛知県最低賃金専門部会 名簿

(令和7年8月21日現在)

#### 公益代表委員

氏名	現職等
中山 徳良	名古屋市立大学大学院経済学研究科長・経済学部長
長谷川 ふき子	成田・長谷川法律事務所 弁護士
水野 有香	愛知大学経済学部 教授

#### 労働者代表委員

氏名	現職等
安藤 知子	全ユニー労働組合 中央執行副委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長
寺田 昭	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長
松村 実	日本製鉄名古屋労働組合 組合長 日本基幹産業労働組合連合会愛知県本部 委員長 日本労働組合総連合会愛知県連合会 副会長

#### 使用者代表委員

氏名	現職等
岡安 良康	愛知県経営者協会 総務・企画部 担当部長
古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会 振興部長兼三河分室長
堀江 公仁子	株式会社フェアウィンド 代表取締役

(敬称略、五十音順)